

空家等に関する施策の今後の取組みについて（案）

※赤は新規又は拡充

担当者や相談員のスキルアップ等に関する事項

1. 団体、自治体の経験値の蓄積等

- (1) 各自治体におけるこれまでの経験を事例集として整理
- (2) 団体相談員、自治体担当者向け研修や先進事例の情報共有

啓発や相談に関する事項

2. 空家等の所有者等や地域住民への働きかけ

- (1) 各種リーフレットの作成等
- (2) 固定資産税情報等を活用したきめ細やかな所有者等へのDM
- (3) 空家等所有者向け相談会、セミナーの開催
- (4) 自治会等、地域を対象とした相談会やセミナーの開催

空き家の発生予防・活用等に関する事項

3. 空家等の発生予防等

- (1) 住替時等の売却、賃貸住宅化や他用途への転用促進
- (2) 終活支援体制の構築
 - ・成年後見人、遺言、民事信託制度を活用しやすい仕組みづくり

4. 空家等の活用に関する事項

- (1) 空き家情報の見える化の促進
例) 県協議会バンクの構築＋全国バンクと連携
- (2) 空き家の賃貸住宅化や他用途への転用促進【再掲】
 - ・セーフティーネット住宅やマイホーム借り上げ制度の活用
 - ・民泊や事業所等、住宅以外の用途への活用
- (3) 建物状況調査（インスペクション）の促進
- (4) 跡地の活用促進（除却跡地の固定資産税6倍対策等）
 - ・地域の実情に応じた空き家除却跡地の活用手法等の検討

5. 空家等の適正管理の推進

- (1) 管理代行サービスの充実
 - ・地域（事業者、自治会）が連携したサービスの提供体制の構築
⇒地域と所有者とのつながりを深め、処分や活用も図る

6. 空き家ビジネスの育成

- (1) 関係団体の皆様と連携した発生予防、流通、管理等のビジネスモデルの構築と推進
- (2) 空き家ビジネス等に係るプラットフォームの構築
- (3) リーフレットの作成と所有者等へのDM【再掲】

特定空家等に対する措置に関する事項

7. 国ガイドライン改正を踏まえた特定空家等に対する措置の推進

- (1) 特定空家等の判断基準の見直し
- (2) 特定空家等の調査員の養成
 - ・特定空家等調査員登録制度、養成研修会
- (3) 重点対象区域の選定基準の作成
- (4) 行政代執行や略式代執行制度の活用
- (5) 税部局との連携による住宅用地特例の解除促進

8. 民法改正等を踏まえた所有者不明空家等に対する対策の強化

- (1) 和歌山県所有者不明等の特定空家等への対策マニュアル改訂

空家等に関する施策の取組体系

住戸総数	空き住戸数									
			二次的住宅		賃貸用の住宅		売却用の住宅		その他の住宅	
	(戸)	(率)	(戸)	(率)	(戸)	(率)	(戸)	(率)	(戸)	(率)
485,200	98,400	20.3%	7,400	7.5%	34,000	34.6%	2,600	2.6%	54,400	55.3%

H30 住宅・土地統計調査

全住戸と空き家の関係

